	魚介類（甲殻類に限る。）	0.0001ppm
	その他の魚介類	0.0001ppm
	はちみつ	0.0001ppm
［略］	［略］	

［(2)～(6)　略］

［８～12　略］

［Ｂ～Ｄ　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、告示の日から施行する。ただし、すいか（果皮を含む。）、ごまの種子、なたね、その他のオイルシード及びその他のハーブに残留するイソフェタミドの量の限度、その他の野菜に残留するチフルザミドの量の限度、かぼちゃ、メロン類果実（果皮を含む。）、まくわうり（果皮を含む。）及びその他のうり科野菜に残留するピラジフルミドの量の限度、キャベツ、ねぎ及びピーマンに残留するフルキサメタミドの量の限度並びにみかん（外果皮を含む。）に残留するポリオキシン複合体の量の限度に係る改正規定は、告示の日から起算して一年を経過した日から施行する。

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第八号

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十九号）の施行に伴い、租税特別措置法施行令第二十五条の十七第七項第二号イ、ロ(2)及びホの規定に基づき、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が財務大臣と協議して定める業務、事業、方法及び所轄庁を定める告示（平成三十年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年九月十八日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
文部科学大臣　阿部　俊子
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　小泉進次郎
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

別表

公益法人等	業務又は事業	所轄庁
（略）	（略）	（略）
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号。以下「農研機構法」という。）第十四条第一項第一号から第五号までに掲げる業務、同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務、同条第三項第一号に掲げる業務及び同条第四項に規定する業務	財務大臣（農研機構法第十四条第一項第五号に掲げる業務に係る基金に限る。）及び農林水産大臣

改正後

別表

公益法人等	業務又は事業	所轄庁
（略）	（略）	（略）
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号。以下「農研機構法」という。）第十四条第一項第一号から第五号までに掲げる業務、同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務、同条第三項第一号に掲げる業務及び同条第四項に規定する業務	財務大臣（農研機構法第十四条第一項第五号に掲げる業務に係る基金に限る。）及び農林水産大臣

改正前